

令和４年.7.22

【監査通信】おうでぃっと めーる

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit

▼INDEX▼

■【監査ニュース】
・SDGs達成度　日本また後退　18 位→19 位
「つくる責任、つかう責任」最低評価 【6/3 朝日新聞】 外 7 件
■【連載企画】
・魁！！P 塾「科研費に係る応募資格の確認」編
■【Audit Cafe】
・一票で変わるもの

表題写真：七北田ダム湖畔のベニシジミ

監 査 ニ ュ ー ス

・SDGs達成度　日本また後退　18 位→19 位「つくる責任、つかう責任」最低評価 【6/3 朝日新聞】
・「不正あったら被害届」例示　大学入試要項文科省が通知 【6/4 朝日新聞】
・入学料免除申請者に辞退は「不名誉履歴」 九大大学院が警告文 【6/8 産経新聞】
・一橋大入試　SNS 流出　留学生向け試験　関与した疑い、男逮捕 【6/9 朝日新聞】
・福井大教授　論文不正か　査読に自ら関与　千葉大教授と協力 【6/11 毎日新聞】
・阪大出題ミス、1 人追加合格 【6/11 朝日新聞】
・研修時間の水増し申告指示　日本内科学会　新潟大教授を処分 【6/11 朝日新聞】
・アカハラ　早大教員を処分 【6/18 朝日新聞】

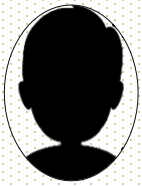


連載企画



大学の中で行き場のなくなった不良職員たちを集め、過激なスパルタ教育を施すＰ塾。
不良職員たちを更生させるため、毎回、Ｐ塾長が大学業務の真髄を叩き込む。
第１９回となる今回は、「科研費に係る応募資格の確認」についてです。

Ｐ塾長！・・・ってあれ？Ｐ塾長がいない！
そうだ！今日は休暇を取って、ソロキャンプへ出掛けているんだった！
そんな時は、Ｋ副塾長を訪ねてみよう。 Ｋ副塾長いらっしゃいますかー？


不良職員Ｍ


Ｋ副塾長

あらーお久しぶりだこと。わだすはＫです。よろすぐね～。
今日はね、着物着てきたんだよ～。みでけらいん。ほれ。

（あれ？こんな人だっけ・・・まいっか。）
最近、内部監査報告書を見ていたら、指摘事項の中でよく科研費のことが挙げられていたんですけど、どういうところに注意したらいいですか？


不良職員Ｍ


Ｋ副塾長

あら～、いんでねぇ～の。そのテーマ。

三角あぶら揚(あ)げと同じように、以下にポイント挙(あ)げてみっからね～。

科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の事務手続きを行う際、特に注意してほしいのは**研究者の応募資格の確認**です。本学における応募資格の要件は、下記により定められています。

国立大学法人東北大学における科学研究費助成事業等の応募資格付与に関する基準

平成30年3月27日
理事（研究担当）裁定

（趣旨）

第1条　この基準は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）において科学研究費助成事業等の応募資格を付与する場合の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　科学研究費助成事業等　文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が募集する科学研究費助成事業、厚生労働省が募集する厚生労働科学研究費補助金の交付の対象事業並びにその他国・政府系機関が募集する補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

二　研究者　以下に掲げる者をいう。

イ　国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）第2条第2項又は国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年規第26号）第12条の2第1項に規定する教員

ロ　独立行政法人日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）

ハ　その他本学で研究活動を行う者

三　責任部局　研究者が所属する部局をいう。ただし、本学と雇用関係の無い研究者については、実際に研究活動を行う部局又は研究者の研究遂行に関する管理及び監督の責任を有する受入研究者等が所属する部局をいう。

（応募資格）

第3条　本学において科学研究費助成事業等の応募資格を有することができる者は、研究者のうち責任部局の長が次の各号に掲げる要件を満たしていると判断した者とする。

一　科学研究費助成事業等の公募要領に定める要件を全て満たしていること。

二　研究活動及び経理事務の責任を責任部局が持つこと。

三　雇用契約等に違反しないこと、その他応募資格を有することに問題がないこと。

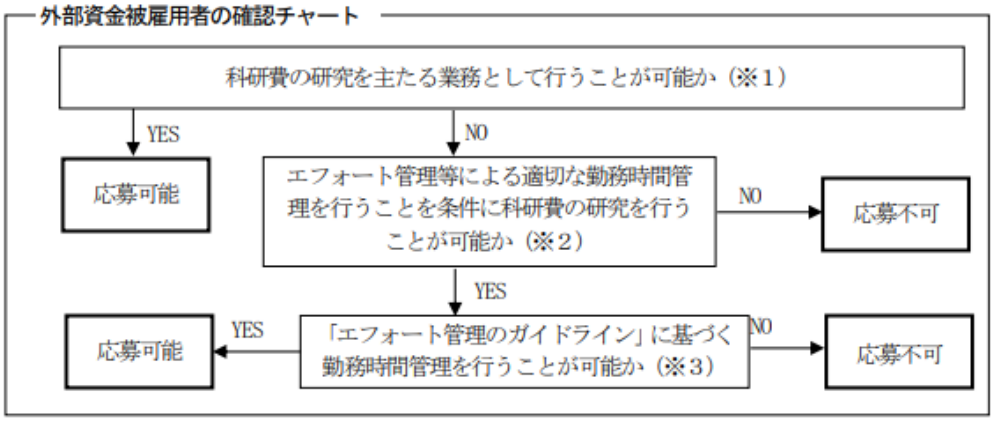
附　則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

ここでチェックすべきポイントは以下の3つです。

①　外部資金で雇用されている者の応募資格

科研費をはじめとする外部資金で雇用されている者は、当該雇用経費の研究業務への専念義務が発生し、自ら研究代表者、研究分担者として科研費に応募できないことがあります。ただし、その場合であっても、いくつかの要件を満たすことで応募することが可能になります。（下記参照）



（科学研究費助成事業マニュアル（東北大学研究推進部研究推進課令和 2 年 12 月版）より抜粋）

「科研費の研究を主たる業務として行うことが可能か」、「エフォート管理等による適切な勤務時間管理を行うことを条件に科研費の研究を行うことが可能か」という点については、当該外部資金の配分機関及び研究代表者へ確認する必要がありますので、ご注意ください。

② 本学と雇用関係の無い研究者に係る応募資格付与

本学と雇用関係の無い研究者（例：無給の非常勤講師、名誉教授、部局において独自に称号等を付与している研究者等）への応募資格付与については、令和元年 10 月 8 日付研研基「本学と雇用関係の無い研究者に係る応募資格付与の取扱いについて（通知）」により、学内手続きの統一化が図られました。

重要なポイントとしては、**責任部局（申請者の研究活動について責任を有する研究室の常勤研究者が所属する部局）の長が応募資格の要件を満たしているか否かの判断を行い、この判断の際に、必要に応じて詳細な研究活動の従事状況の確認を行う**ということです。よって、担当部署においては、申請者が提出する「科学研究費助成事業等応募資格付与申請書兼誓約書（以下、「申請書」という。）」に応募資格付与の判断に必要な情報が正しく記載されているか確認し、決裁権限等に基づく決裁を受けなければなりません。

また、当該判断の手続きは、年度毎に、委嘱手続き時に行う必要があります。委嘱等の期間の定めのない研究者については、各年度の 4 月中に手続きを行わなければならないので、忘れずに行うようにしてください。

③ 応募資格付与に係る決裁

先に示した「国立大学法人東北大学における科学研究費助成事業等の応募資格付与に関する基準」にあるように、応募資格を有することができる者は、責任部局の長が応募要件を満たしていると判断した者となります。したがって、**応募資格を付与する際は、部局長が判断したことが分かるように、部局長の決裁を受ける必要があります。**各部局等の内規で専決者が定められている場合もあるので、そこを確認のうえ、確実に決裁を受けるようにしてください。

今回は、特に重要な点のみをピックアップしましたが、詳細については科学研究費助成事業マニュアル（東北大学研究推進部研究推進課令和2年12月版）に掲載されていますので、是非こちらをご一読ください。

科研費の応募資格付与には、様々な確認事項があって、決裁権者の決裁が必要なんですね。





だがら！
担当者の確認のみではダメなのっしゃ！！だれ。
油揚げ、けっ。食ったが。もっとけっ。ほれ。

もしかして・・・、K 副塾長としょうじ K 子さんが入れ替わってる！？





あら～分がってすまったの～。「ちみの名は」面白がったよ～。
あんだも見でみらいん。・・・んでまず。

ᔓ・・ᔓ

なお、内部監査報告書は、以下の当室ホームページに掲載しておりますので、参照ください。
【内部監査報告書】は、コチラに掲載しております↓

https://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/2-2index.html

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「一票で変わるもの」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

令和 4 年 7 月 10 日に第 26 回参議院議員通常選挙が実施されましたが、皆さんは投票に行きましたか？選挙のたびに投票率が話題となりますが、今回の参院選の投票率は 11 日の総務省発表だと 52.05%だそうです。総務省の HP にある年代別投票率の推移を見ると、前回令和元年の参院選の投票率は 48.80%、昨年の衆院選は 55.93%でした。平成 28 年に選挙権年齢が「満 18 歳以上」に引き下げられたことは記憶に新しいですが、年代別投票率は 60 代が一番高く、20 代が最も低いようです。かくいう私も恥ずかしながら選挙に行き始めたのはここ数年のことで、20 代の頃はほぼ参加したことがありませんでした。



選挙権が与えられた二十歳の時は、地元を離れて一人暮らしの大学生活をしており、投票場所もよくわからず、そもそも投票のやり方もよく理解していない。社会人になってからも、仕事が忙しく気づけば投票日が過ぎており今回も行かなかったな、くらいの感覚でした。いろいろ理由をつけて投票に行かなかった訳ですが、結局は自分が誰に投票するべきなのかわからなかったことが一番の理由だったと思います。

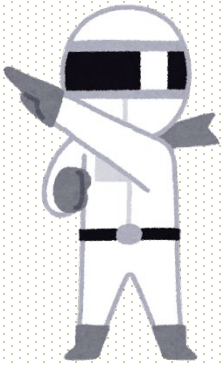


投票に行き始めたきっかけは、支持政党診断ツールなるものを知ったことでした。目にしたり、実際に利用したりしたことがある方も少なくないと思いますが、新聞社や各種団体などが独自に作成しており、簡単にいくつかの質問に回答することで自分の考えに近い政党教えてくれる、というツールです。政党の公約や方針をまとめたものを公表している媒体はたくさんあって、それらに目を通して自分で考える、ということが大切なのはもちろんですが、かつての自分のようにそこまで興味をもてていない、確認している時間がない、というような人が投票のきっかけとするには十分なツールではないかなと感じます。やってみると意外な政党が結果に出てくる場合もあるので、追加で詳しい情報を探したり、逆にほかの政党を考えたり、自身で興味をもって調べる一つの機会にもなりました。

また、誰に投票したとしても、やはり自分の一票、結果が気になります。それまでは選挙の日の夜はテレビの多くの番組が投開票速報を放送していて、正直つまらないなぁと思っていましたが、自分で一票を投じていると、その行方を追ってしまいます。興味をもつという面でも、まず投票するということは意味があるのだなと実感した記憶があります。

ちなみに、本学経済学研究科の教授のグループが、「若い世代（49 歳以下とする）の投票率が1％下がるだけで、 その世代は1人当たり年間7万8000円も損をする」との試算を出した研究があるという記事を目にしました。投票してもしなくても個人にも影響があるのであれば、投票して自分の意思を示すのも必要なのかなと考えさせられました。

と、ここまで自分なりにまじめに選挙について考えてみたわけですが、政治に精通している方、まじめに考え取り組まれている方にはなんと浅い考え方だとお叱りを受けそうな内容になってしまいました。今後も少しずつ知識や考えを深めていく所存ですので、どうかご容赦願います。最後にひとつ、この記事を読んでいる人で該当する人はいないかもしれませんが、まだ一度も投票したことがない方、とりあえず一回投票に行ってみてはどうでしょうか。たとえ世の中が変わらなくても、自分が何か変わるかも…！？



監査室　T

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】

東北大学監査室

022-217-4874（監査室長：石垣）

022-217-5680，4880（佐々木、熊谷、齋藤、目黒、武田）

【メールでのお問い合わせ】

東北大学監査室

kansa@grp.tohoku.ac.jp

メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University